

証券コード 9417
平成27年 9 月11日

株 主 各 位

大阪市西区靱本町 2 丁目 3 番 2 号
株式会社スマートバリュー
代表取締役社長 **渋谷 順**

第 6 8 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年 9 月28日（月曜日）午後 6 時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年 9 月29日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前 9 時を予定しております）
2. 場 所 大阪市中心区北浜 1 丁目 8 番16号
大阪証券取引所ビル 3 階 北浜フォーラム
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項 第68期（平成26年 7 月 1 日から平成27年 6 月30日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第 1 号議案 剰余金の処分の件
第 2 号議案 定款一部変更の件
第 3 号議案 取締役 6 名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.smartvalue.ad.jp/>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成26年7月1日から)
(平成27年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、消費税増税後の落ち込みから持ち直し、輸出・生産が回復基調にある中、設備投資にも改善の動きが見られ、景気は緩やかな回復基調にありました。ただし、アメリカの金融政策正常化に向けた動きの影響、ヨーロッパ、中国やその他新興国経済の先行き、原油価格下落の影響などによる海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクもあり、先行きは不透明な状況にあります。

当社が市場とする国内クラウドサービス（注1）市場におきましては、平成25年度には6,257億円の市場規模であったと推測されており、これが平成30年度には平成25年度比で2.9倍の1兆8,000億円程度まで拡大すると予想されております（出典：株式会社MM総研「国内クラウドサービス市場規模 実績・予測（2014年11月）」）。企業のIT投資全体は、約25兆円程度で横ばいに推移している中、クラウドファースト（注2）の流れは一層鮮明となっております。

他方、もう一つの当社の重要な市場である国内携帯電話販売市場においては、平成27年3月末時点で1億2,651万契約（出典：株式会社MM総研「スマートフォン契約数および端末別月額利用料金・通信量（2015年3月）」）となっておりますが、平成31年3月末には1億4,529万契約（出典：株式会社MM総研「スマートフォン市場規模の推移・予測（2014年4月）」）と、スマートデバイス（注3）効果やMVNO SIM（注4）の普及は見られるものの、人口普及率100%を超えたことから、更なる伸びは期待しにくいと予測されております。

このような情勢の中、当社では売上高は6,429,500千円（前期比0.9%増）、営業利益は180,917千円（同30.3%増）となりました。経常利益は営業外収益として保険解約返戻金34,746千円、営業外費用として新株発行による株式交付費10,643千円を計上したことにより209,410千円（同40.1%増）、当期純利益は特別利益として店舗改装に伴う店舗支援金17,500千円を計上したことにより126,085千円（同46.0%増）となりました。

なお、当事業年度におけるセグメント別の業績は次のとおりです。

＜クラウドソリューション事業＞

クラウドソリューション事業におきましては、都市型データセンターを基盤としたクラウドプラットフォーム（注５）と、自治体及び公的機関等特定業種業務向けＳaaSを提供している地域情報クラウド、及び車載向けのモビリティ・サービス（注６）を推進してまいりました。

地域情報クラウドでは、自治体向けの地域情報クラウドの導入が堅調に推移したことにより売上高は367,530千円（前期比9.9%増）となりました。

クラウドプラットフォームでは、データセンターにおけるハウジングサービス（注７）の解約を補うべく、クラウドプラットフォーム「Smart VDC」の拡販を推進し売上高は450,462千円（前期比9.5%減）となりました。

モビリティ・サービスでは、法人向けテレマティクスサービス（注８）の提供や、蓄積された技術・ノウハウを活かした、M2M（注９）やスマートデバイスの利活用をベースとしたシステム開発受託案件が増加し売上高は1,312,815千円（同3.6%増）となりました。

以上の結果、クラウドソリューション事業では、売上高2,130,809千円（前期比1.5%増）、セグメント利益231,821千円（同17.3%増）となりました。

＜モバイル事業＞

モバイル事業におきましては、国内携帯電話販売市場における競争激化やキャリアからの手数料減額など、経営環境の厳しさが増す中、携帯電話向けアクセサリ等の周辺機器の拡販や、店舗オペレーションの効率化による人件費削減などに取り組んだことにより、総じて業績は堅調に推移いたしました。

以上の結果、モバイル事業では、売上高4,298,690千円（前期比0.6%増）、セグメント利益315,732千円（同29.5%増）となりました。

各事業の売上構成は、以下のとおりです。

(単位：千円、%)

セグメント及び事業の名称	平成26年 6 月期		平成27年 6 月期（当期）		対前期 増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
クラウドソリューション事業					
地域情報クラウド	334,275	5.2	367,530	5.7	9.9
クラウドプラットフォーム	497,513	7.8	450,462	7.0	△9.5
モビリティ・サービス	1,266,889	19.9	1,312,815	20.4	3.6
クラウドソリューション事業合計	2,098,679	32.9	2,130,809	33.1	1.5
モバイル事業	4,271,960	67.1	4,298,690	66.9	0.6
合計	6,370,639	100.0	6,429,500	100.0	0.9

〔用語解説〕

- 注1 クラウドサービス：従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。
- 注2 クラウドファースト：企業や公的機関等がシステム投資をする際、クラウドを選択するようになること。
- 注3 スマートデバイス：情報処理端末（デバイス）のうち、単なる計算処理だけではなく、あらゆる用途に使用可能な多機能端末のことであり、スマートフォンやタブレット端末を総称する呼び名として用いられている場合が多い。
- 注4 MVNO S I M：MVNOとは、モバイル パーチャル ネットワーク オペレーターの略で、携帯電話の物理的な移動体回線網を自社で保有せずに、通信キャリアから借り受け、自社ブランドで通信サービスを提供する仮想移動体通信事業者を指します。MVNO S I Mとは、このMVNO事業者が提供する格安のS I Mカード（携帯電話のサービスを受けるためには必ず必要となる、電話番号と結びついた固有の番号を付与されたカード）を指します。
- 注5 クラウドプラットフォーム：I a a S・P a a S・S a a Sなどのクラウドサービスを提供するための基盤となる設備を指し、主にはインターネットデータセンター内に設置される。
※I a a S：インフラストラクチャ アズ ア サービスの略で、クラウドサービスの中でもハードウェアやネットワークなどの階層を提供する形態。
※P a a S：プラットフォーム アズ ア サービスの略で、クラウドサービスの中で、ソフトウェアの構築、稼動に必要な機能やミドルウェアなどの階層を提供する形態。
※S a a S：ソフトウェア アズ ア サービスの略で、クラウドサービスの中で、ソフトウェアの階層を提供する形態。
- 注6 モビリティ・サービス：自動車やスマートフォン等のモバイルデバイスにおける、ハードウェアを含むソリューションや情報システムサービスの総称。
- 注7 ハウジングサービス：顧客の通信機器や情報発信用のコンピューターなどを、インターネットデータセンターに設置するサービス。
- 注8 テレマティクスサービス：テレコミュニケーション（T e l e c o m m u n i c a t i o n＝通信）とインフォマティクス（I n f o r m a t i c s＝情報工学）を用いた造語であり、一般的には自動車や輸送車両等の動態に携帯電話等の移動体通信システムを利用してサービスを提供することの総称。
- 注9 M2M（M a c h i n e t o M a c h i n e）：機械と機械が通信ネットワークを介して互いに情報をやり取りすることにより、自律的に高度な制御や動作を行うこと。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は122,560千円であり、その主なものは、データセンター設備の増強、ドコモショップ2店舗における店舗改装、事業用ソフトウェアの開発投資であります。

(3) 資金調達の状況

当社は平成27年6月16日に東京証券取引所JASDAQ市場への株式上場に伴い、公募増資により280,000株の新株式を発行し、407,008千円の資金調達を行うとともに、第三者割当増資（オーバーアロットメント）により51,000株の新株式を発行し、74,133千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

情報通信サービス業界の事業環境は、インターネットの更なる普及拡大に伴い転換期を迎えており、所有から利用へのクラウドシフトやオープンソース（注1）の隆盛、コミュニティを育むスマートデバイスの普及等、既存の事業形態を根幹から変えるような技術が急速に発展しております。

このような環境の中、当社では「社会課題をクラウドサービスで解決する企業」を標榜し、事業成長を図りつつ競合他社との差別化に注力するとともに、収益性の向上に取り組み、企業価値を継続的に拡大させる方針であります。

当社はこのような環境下において、以下の項目を対処すべき重要課題として取り組んでまいります。

① 高品質なクラウドサービスの提供

社会課題の解決に資するクラウドサービスの提供を推進している当社にとっては、安全・安心で高品質なサービスを提供することが重要な課題であると認識しております。そのためには、技術力の向上をベースとして、システム障害やサイバー攻撃への対応、自然災害に備えたファシリティを有するデータセンターの運用等が必要不可欠であります。

当社と致しましては、システムやネットワークの冗長構成（注2）はもとより、更なる耐障害性を持った構成へと計画的に整備を進めており、継続的により高品質なクラウドサービスの実現に向けて取り組んでまいります。

② 積極的な営業展開と商品力強化

これまで当社は、関西及び関東圏を中心とした営業展開を行ってまいりました。クラウドファーストが浸透する中、全国に存在する社会課題の解決に向けて積極的な営業展開を推進する意向であります。更に常に技術革新が起こっているクラウドサービス市場において機能優位性及び販売価格の競争力を維持するため、お客様の声を広く収集しその要望と仕様を反映することで、既存サービスの機能改善・追加及び新規サービスの創出を継続的に実施してまいります。具体的には、オープンデータやスマートデバイス向けアプリ、オープングバメント（注3）時代に対応するCMSの開発等、地域情報分野やモビリティ・サービス分野における商品力強化に注力しております。

③ イノベーションの創出

当社の事業領域では、「クラウドファースト」「スマートデバイスの普及」「オープンデータの取り組み」「マイナンバー制度（注4）の開始」「地方創生」「データアナリティクス（注5）の事業化」「IoT（注6）・M2M等、ハード・モノ・デバイスがインターネットに繋がる時代の到来」等多様な技術・トレンドが市場に強く影響を与えております。このような環境下、当社においても、創造的にイノベーションを育むことが重要であると認識しております。

例えば、地域情報クラウド分野では、自治体との協働により、地域のオープンデータ利活用を促進するコミュニティを自ら立ち上げ運営し、マイナンバー制度の導入を睨んで、本当に必要な住民情報サービスの提供に向けた取り組みを計画する等、様々な社会課題解決への取り組みを創発しております。

また、モビリティ・サービス分野では、売上高の約9割を占める安全運転支援機器等の販売から、今後は、車両運行管理・安全運転支援・損害保険料算出支援・メンテナンス情報の取得・レンタカー、カーシェアリング管理等を目的としたテレマティクスサービスを提供するモビリティ・クラウドソリューションへと展開を図っております。

④ 内部管理体制の強化

内部統制システムの適正な維持は、当社において重要な課題と認識しております。財務報告をはじめ、業務全般における適正なプロセスの整備と運用を徹底してまいります。

⑤ 人材育成

クラウドサービス市場において、イノベーションを創出し、競争優位で高品質なクラウドサービスを提供するためには技術力・営業力の人的裏付けが不可欠となります。当社においては、計画的に人材の採用・育成を推進し、常に技術力・営業力の向上に努めてまいります。

〔用語解説〕

- 注1 オープンソース：ソフトウェアの設計図にあたるソースコードを、インターネットなどを通じて無償で公開し、誰でもそのソフトウェアの改良、再配布が行えるようにすること。また、そのようなソフトウェア。
- 注2 冗長構成：情報システムなどの構成法の一つで設備や装置を複数用意し一部が故障しても運用を継続できるようにした構成。
- 注3 オープンガバメント：透明でオープンな政府及び地方自治体を実現するための政策とその背景となる概念のことで、(1) 透明性、(2) 市民参加、(3) 官民の連携の3つを基本原則としている。
- 注4 マイナンバー制度：複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤であり、国民全員に一意の個人番号を割り当てる制度。
- 注5 データアナリティクス：大量で多様な形態のデータを分析し、価値を引き出す技術。
- 注6 I o T (I n t e r n e t o f T h i n g s) : 一意に識別可能な「もの（家電・自動車・産業機械など）」がインターネット/クラウドに接続されることにより、利用状況などのデータを収集の上で管理する仕組み。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第65期 平成24年 6 月期	第66期 平成25年 6 月期	第67期 平成26年 6 月期	第68期 (当事業年度) 平成27年 6 月期
売 上 高 (千円)	43,051	6,087,222	6,370,639	6,429,500
営業利益又は営業損失 (△) (千円)	△75,971	93,478	138,806	180,917
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△78,112	127,872	149,458	209,410
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△311,219	517,443	86,378	126,085
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	△1,019.35	646.80	107.97	155.09
総 資 産 (千円)	1,802,701	2,698,320	2,517,637	3,158,868
純 資 産 (千円)	462,399	980,141	1,067,249	1,675,031
1株当たり純資産額 (円)	578.00	1,255.18	1,334.06	1,481.02

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
2. 平成24年6月1日開催の臨時株主総会決議により、決算期を2月28日から6月30日に変更しております。従って、第65期は平成24年3月1日から平成24年6月30日までの4か月間となっております。
3. 平成24年7月1日付で子会社でありました株式会社SDVカーソリューションズ、株式会社モバイルビズ、株式会社スマートバリュー及び株式会社モバイルスタッフを吸収合併しております。また、株式会社SDVホールディングスから株式会社スマートバリューへ社名変更しております。従って、第65期につきましては、合併前の株式会社SDVホールディングスの数値を、第66期以降につきましては、合併後の株式会社スマートバリューの数値を記載しております。

4. 第65期につきましては、平成24年4月にデータセンター（おおさか i D C）の取得に伴い消耗品費等を計上した結果、営業損失は75,971千円となりました。また、当時子会社であった株式会社堺電機製作所の財政状態の悪化に伴い、関係会社株式評価損114,459千円、減損損失114,738千円を特別損失に計上した結果、当期純損失は311,219千円となりました。
5. 第66期につきましては、合併による一社化により原価率の改善はあったものの、ドコモショップ4店舗の移転改装費用の発生や営業基盤の強化、管理体制強化のための人員増加により人件費が増加した結果、営業利益は93,478千円となりました。また、営業外損益においては雇用促進等の助成金28,447千円等を計上した結果、経常利益は127,872千円となり、吸収合併に伴い抱合せ株式消滅差益260,826千円等を特別利益に計上した結果、当期純利益は517,443千円となりました。
6. 第68期（当事業年度）の業績の概要につきましては、前記「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
7. 平成27年2月17日付で株式1株につき4株に株式分割を行っておりますが、第65期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成27年 6 月30日現在）

当社は、「社会課題をクラウドサービスで解決する企業」を標榜しており、クラウドファーストの流れが一層鮮明となる中、自治体、公的機関及び法人向けにクラウドサービスを提供するストック型事業の「クラウドソリューション事業」と株式会社N T T ドコモが提供する移動体情報通信機器販売を行う「モバイル事業」に分類されます。

事 業 部 門	事 業 内 容
クラウドソリューション事業	
地 域 情 報 ク ラ ウ ド	自治体及び公的機関に対する特定業種業務向け S a a S 提供
クラウドプラットフォーム	データセンター運営及び仮想化技術を用いたクラウドサービスの提供
モビリティ・サービス	車載分野における安全運転支援機器等の販売及びテレマティクスサービスの提供
モ バ イ ル 事 業	ドコモショップ運営 (大阪府堺市 5 店舗、大阪府岸和田市 1 店舗の計 6 店舗)

(8) 主要な事業所（平成27年 6 月30日現在）

名 称	所 在 地
本社	大阪市西区
東京事業所	東京都港区
おおさか i D C	大阪市浪速区
S－CUBE i D C	堺市北区
ドコモショップ 中百舌鳥店	堺市北区
ドコモショップ 深井店	堺市中区
ドコモショップ 泉ヶ丘店	堺市南区
ドコモショップ 光明池店	堺市南区
ドコモショップ アリオ鳳店	堺市西区
ドコモショップ 岸和田店	大阪府岸和田市

(9) 従業員の状況（平成27年6月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
230名	3名減	31.5歳	4.0年

(注) 出向者及び臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成27年6月30日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	405,000
株式会社商工組合中央金庫	136,160
株式会社りそな銀行	67,513

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数（注）1	3,200,000株
(2) 発行済株式の総数（注）2	1,131,000株
(3) 株主数	1,238名
(4) 大株主	

- (注) 1. 平成27年2月16日開催の臨時株主総会決議により、平成27年2月17日付で定款の変更が行われ、発行可能株式総数が2,800,000株増加しております。
2. 平成27年2月17日付で普通株式1株につき普通株式4株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数は600,000株増加しております。また、平成27年6月15日を払込期日とする公募増資により280,000株、平成27年6月26日付けの第三者割当増資（オーバーアロットメント）により51,000株、発行済株式の総数が増加しております。

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
渋谷 一正	318,200	28.13
渋谷 順	277,800	24.56
株式会社SDV	144,000	12.73
日本証券金融株式会社	29,100	2.57
株式会社SBI証券	17,400	1.53
大和証券株式会社	13,800	1.22
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED MAIN ACCOUNT	12,500	1.10
松井証券株式会社	10,700	0.94
マネックス証券株式会社	8,200	0.72
河端 敏博	7,800	0.68

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
渋谷 一正	代表取締役会長	株式会社SDV 代表取締役
渋谷 順	代表取締役社長	株式会社SDV 取締役
竹下 賢治	取締役 クラウドソリューション セグメント管掌	
田中 健作	取締役 経営管理管掌	株式会社レッドポイント 取締役
田村 靖博	取締役 モバイルセグメント管掌	
原 正紀	取締役	株式会社クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 株式会社沖縄QOL 代表取締役
林 克久	常任監査役（常勤）	
永島 竜貴	監査役	会計事務所メルディアップ 代表
大鹿 博文	監査役	イーウェストコンサルティング株式会社 代表取締役 夢展望株式会社 監査役 株式会社久世 監査役 株式会社チャームケアコーポレーション 監査役 株式会社ドーン 監査役

- (注) 1. 取締役原正紀氏は、社外取締役であります。
2. 当社は取締役原正紀氏を(株)東京証券取引所に対して独立役員とする届出を行っております。
3. 監査役永島竜貴及び大鹿博文の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役永島竜貴及び大鹿博文の両氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また当社は(株)東京証券取引所に対して両氏を独立役員とする届出を行っております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	6 名	88,344千円	（うち社外取締役	1 名	1,470千円）
監査役	3 名	7,500千円	（うち社外監査役	2 名	2,100千円）

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	当該他の法人等との関係
取締役	原 正紀	株式会社クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 株式会社沖縄QOL 代表取締役	株式会社クオリティ・オブ・ライフ及び株式会社沖縄QOLと当社との間で取引関係はありません。
監査役	永島 竜貴	会計事務所メルディアップ 代表	会計事務所メルディアップと当社との間で取引関係はありません。
監査役	大鹿 博文	イーウェストコンサルティング株式会社 代表取締役 夢展望株式会社 監査役 株式会社久世 監査役 株式会社チャームケアコーポレーション 監査役 株式会社ドーン 監査役	イーウェストコンサルティング株式会社、夢展望株式会社、株式会社久世、株式会社チャームケアコーポレーション及び株式会社ドーンと当社との間で取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
原 正紀	社外取締役	当事業年度中に開催の取締役会19回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。
永島 竜貴	社外監査役	当事業年度中に開催の取締役会19回のすべて、及び監査役会16回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。
大鹿 博文	社外監査役	当事業年度中に開催の取締役会19回中17回、及び監査役会16回中12回に出席し、発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役または社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。なお、当社と社外取締役及び社外監査役は、同規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額（注） 12,000千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 13,800千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である株式上場にかかる「監査人からの引受事務幹事会社への書簡」の作成業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。また上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用に関する事項

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。当社は当期の内部統制システムが適切に整備され、運用されていることを確認いたしました。

当期の本基本方針の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役はコンプライアンス経営実践のため、法令・定款ならびに企業倫理を率先垂範し、コンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めています。

内部統制委員会において、全社のコンプライアンス体制の構築支援を行い、取締役会及び監査役会に審議内容及び活動が報告されるものとしています。また、内部通報マニュアルを作成し、当社の従業員等がコンプライアンス上の問題点を直接報告できる体制としています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、重要な文書等の情報を法令及び社内規程に従い、保存管理し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持しています。

情報セキュリティ方針を定め、情報を適切に管理することで事業を継続させ、損害を減らし社会的な信用を高め企業価値を高めるための体制を構築・整備しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る規程・行動指針等を整備し、当該規程等に基づいてリスクカテゴリーごとの責任部署を定めるなど、全社のリスク管理体制の構築を推進しています。

重要なリスクについては、内部統制委員会において分析・評価を行い、取締役会にて改善策を審議・決定しています。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
全社的目標を定め、担当取締役はその目標達成のための効率的な方法を定めています。
担当取締役は、目標達成の進捗状況について、取締役会において確認し、対応策を報告しています。
各取締役は適切に業務を分担し、業務分掌規程に基づき、効率的に意思決定を図っています。
- (5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席しています。
取締役及び従業員等は、監査役が事業の報告を求めた場合または業務及び財産の調査を行う場合、迅速かつ的確に対応しています。
監査役は、代表取締役及び監査法人との意見を交換する機会を設けています。

(注) 本報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成27年 6 月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,961,550	流 動 負 債	908,739
現 金 及 び 預 金	909,013	買 掛 金	391,697
受 取 手 形	23,129	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	90,156
売 掛 金	694,029	リ ー ス 債 務	8,015
商 品	261,894	未 払 金	173,500
仕 掛 品	12,594	未 払 費 用	18,463
前 払 費 用	25,072	未 払 法 人 税 等	86,380
繰 延 税 金 資 産	25,552	前 受 金	35,853
そ の 他	10,485	預 り 金	36,073
貸 倒 引 当 金	△221	賞 与 引 当 金	29,979
固 定 資 産	1,197,317	短 期 解 約 損 失 引 当 金	1,610
有 形 固 定 資 産	965,401	そ の 他	37,009
建 物	617,988	固 定 負 債	575,097
構 築 物	12,842	長 期 借 入 金	518,517
車 輜 運 搬 具	713	リ ー ス 債 務	19,207
工 具、器 具 及 び 備 品	52,833	資 産 除 去 債 務	37,024
土 地	252,501	そ の 他	347
リ ー ス 資 産	24,180		
建 設 仮 勘 定	4,342	負 債 合 計	1,483,836
無 形 固 定 資 産	75,006	(純 資 産 の 部)	
商 標 権	241	株 主 資 本	1,673,449
ソ フ ト ウ ェ ア	38,932	資 本 金	250,570
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	34,321	資 本 剰 余 金	240,836
そ の 他	1,512	資 本 準 備 金	240,836
投 資 そ の 他 の 資 産	156,909	利 益 剰 余 金	1,182,042
投 資 有 価 証 券	4,992	利 益 準 備 金	2,234
出 資 金	10	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,179,808
長 期 前 払 費 用	6,517	別 途 積 立 金	659,300
繰 延 税 金 資 産	3,042	繰 越 利 益 剰 余 金	520,508
敷 金 及 び 保 証 金	120,754	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,581
そ の 他	21,592	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,581
資 産 合 計	3,158,868	純 資 産 合 計	1,675,031
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,158,868

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年7月1日から
平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,429,500
売上原価	4,712,561
売上総利益	1,716,939
販売費及び一般管理費	1,536,022
営業利益	180,917
営業外収益	
受取利息	401
受取配当金	42
仕入割引	191
助成金収入	7,053
保険解約返戻金	34,746
その他	676
営業外費用	
支払利息	3,969
株式交付費	10,643
その他	5
経常利益	209,410
特別利益	
店舗支援金	17,500
特別損失	
固定資産除却損	2,572
税引前当期純利益	224,337
法人税、住民税及び事業税	79,248
法人税等調整額	19,002
当期純利益	126,085

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年7月1日から)
(平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金					
			利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	10,000	266	2,234	659,300	394,422	1,066,222	1,026	1,067,249
当期変動額								
新株の発行	240,570	240,570				481,141		481,141
当期純利益					126,085	126,085		126,085
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							555	555
当期変動額合計	240,570	240,570	—	—	126,085	607,227	555	607,782
当期末残高	250,570	240,836	2,234	659,300	520,508	1,673,449	1,581	1,675,031

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

会計処理基準に関する事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法による原価法（貸借対照表については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～45年

構築物 7～20年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 短期解約損失引当金

携帯電話契約者の短期解約に伴い、当社と代理店契約を締結している電気通信事業者に対する受取手数料の返金に備えるため、短期解約実績率に基づく見込額を計上しております。

4. 収益の計上基準

ソフトウェア取引に係る収益の認識基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他のもの

工事完成基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に提供している資産

建物	439,722千円
構築物	434
土地	252,501
計	692,658

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	90,156千円
長期借入金	518,517
計	608,673

2. 有形固定資産の減価償却累計額

375,642千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,131,000株

2. 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	28,275	25.00	平成27年6月30日	平成27年9月30日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金 9,899千円

未払事業税 6,093

資産除去債務 11,929

その他 19,661

繰延税金資産小計 47,583

評価性引当額 △13,047

繰延税金資産合計 34,536

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 △4,703千円

その他 △1,237

繰延税金負債合計 △5,941

繰延税金資産の純額 28,594

2. 法人税の税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税の引下げ等が行われることになりました。また、当事業年度において当社の資本金が1億円超となり、外形標準課税適用法人になったことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.1%から平成27年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.0%に、平成28年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）は5,839千円減少し、その他有価証券評価差額金が113千円増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両及びデータセンター設備並びに事務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして必要な資金は金融機関からの長期借入により、短期的な運転資金は短期借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、店舗・事務所等の賃貸借契約における差入保証金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。短期借入金は、主に運転資金の調達を目的としており、長期借入金は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で7年後であります。営業債務及び借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権については、債権管理マニュアル等に従い、各事業における営業管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、経営管理Divisionが取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金及び保証金については、経営管理Divisionが定期的に信用リスクの確認を行い、当該リスクの低減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財政状態等を把握しております。

③流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経営管理Divisionが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち47.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年６月30日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	909, 013	909, 013	—
(2) 受取手形	23, 129	23, 129	—
(3) 売掛金	694, 029	694, 029	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	4, 992	4, 992	—
(5) 敷金及び保証金	120, 754	114, 104	△6, 650
資産計	1, 751, 919	1, 745, 269	△6, 650
(1) 買掛金	391, 697	391, 697	—
(2) 未払金	173, 500	173, 500	—
(3) 未払法人税等	86, 380	86, 380	—
(4) 長期借入金（※）	608, 673	608, 263	△409
負債計	1, 260, 251	1, 259, 841	△409

（※） 長期借入金は、１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、及び(3) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

これらは回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを、返還予定時期に対応する国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、及び(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	渋谷 一正	(被所有) 直接28.13	当社代表取締役 債務被保証	仕入債務に対する債務被保証 (注) 1	328	—	—
				不動産賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 2	25,463 (注) 3	—	—
役員及び 主要株主	渋谷 順	(被所有) 直接24.56	当社代表取締役 債務被保証	仕入債務に対する債務被保証 (注) 1	9,129	—	—
				不動産賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 2	61,465 (注) 3	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は、一部の仕入債務について、代表取締役会長渋谷一正及び代表取締役社長渋谷順より債務保証を受けております。取引金額については、期末の対象債務残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 当社が賃借しているドコモショップ店舗及びデータセンターの不動産賃貸借契約に対する被保証であります。なお、保証料の支払は行っておりません。
3. 不動産賃貸借契約に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度の年間賃借料を記載しております。なお、期末における対象債務はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,481円02銭

1株当たり当期純利益金額 155円09銭

(注) 当社は、平成27年2月17日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年8月13日開催の取締役会において株式分割を行う旨の決議をしております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

1. 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より一層投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るため、株式の分割を実施いたします。

2. 株式分割の概要及び時期：平成27年10月1日付をもって平成27年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

3. 分割により増加する株式数 普通株式1,131,000株

4. 当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における（1株当たり情報に関する注記）の各数値はそれぞれ次のとおりであります。

1株当たり純資産額	740円51銭
1株当たり当期純利益金額	77円55銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 8 月13日

株式会社スマートバリュー
取締役会 御中

三優監査法人

代 表 社 員 公認会計士 鳥居 陽 ㊞
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 坂下 藤男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スマートバリューの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年8月13日

株式会社スマートバリュー 監査役会

常任監査役 林 克 久 ㊞

社外監査役 永 島 竜 貴 ㊞

社外監査役 大 鹿 博 文 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、将来の事業展開と経営基盤の充実のために必要な内部留保を確保しつつ、長期的かつ安定的に配当を継続していくことを基本方針とし、利益の状況、翌期以降の収益の見通し、キャッシュ・フローの状況、並びに配当性向などを総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 25円 総額 28,275,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第30条及び第40条の一部変更を実施いたします。なお、定款第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2)その他字句の一部修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することが出来る。 ② 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	（取締役の責任免除） 第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することが出来る。 ② 当社は<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間で、<u>会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任</u>を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

現行定款	変更案
(<u>監査役会規程</u>) 第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会<u>規程</u>による。 (監査役の責任免除) 第40条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することが出来る。 ② 当会社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>	(<u>監査役会規則</u>) 第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会<u>規則</u>による。 (監査役の責任免除) 第40条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することが出来る。 ② 当会社は、<u>監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	し ぶ や かず ま さ 渋谷 一正 (昭和35年5月16日生)	昭和58年4月 平成4年1月 平成6年2月 平成15年4月 平成18年10月 平成18年10月 平成23年2月 平成24年7月	本田技研工業(株)入社 (株)堺電機製作所（現：当社）入社 同社 代表取締役社長 同社 代表取締役会長 (株)SDVホールディングス（現：当社） 代表取締役 (株)モバイルビズ（旧子会社）代表取締役 (株)SDV 代表取締役 現在に至る 当社 代表取締役会長 現在に至る	318,200株
2	し ぶ や じ ゅ ん 渋谷 順 (昭和38年11月14日生)	昭和57年4月 昭和60年5月 平成6年2月 平成15年4月 平成18年10月 平成18年10月 平成23年2月 平成24年7月	(株)菱和商工入社 (株)堺電機製作所（現：当社）入社 同社 専務取締役 同社 代表取締役社長 (株)SDVホールディングス（現：当社） 代表取締役 (株)モバイルビズ（旧子会社）代表取締役 (株)SDV 取締役 現在に至る 当社 代表取締役社長 現在に至る	277,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
3	たなか けんさく 田中 健作 (昭和39年 7 月20日生)	昭和63年 4 月 平成18年10月 平成23年11月 平成24年 7 月 平成25年 9 月	(株)リクルート入社 (株)レッドポイント取締役 現在に至る (株)SDVホールディングス (現：当社) 入社 当社 経営管理Division Manager 当社 取締役経営管理管掌 現在に至る	—
4	たむら やすひろ 田村 靖博 (昭和41年10月 1 日生)	平成元年 4 月 平成 5 年11月 平成 9 年10月 平成13年 3 月 平成20年12月 平成24年 7 月 平成26年 9 月	第一相互銀行(株)入社 同和火災海上保険(株)入社 (株)日本ケイテム入社 (株)ロリアン入社 (株)モバイルスタッフ (旧子会社) 入社 当社入社 モバイルDivision Manager 当社 取締役モバイルセグメント管掌 現在に至る	—
5 ※	やまだ ゆきと 山田 幸人 (昭和44年 7 月 3 日生)	平成 6 年 4 月 平成14年 7 月 平成16年 1 月 平成21年 1 月 平成26年 9 月 平成27年 5 月	安田火災海上保険(株)入社 プルデンシャル生命(株)入社 (株)GEフリートサービス入社 三菱オートリース(株)入社 当社入社 公共クラウドDivision Manager クラウドイノベーションDivision Manager 現在に至る	—
6	はら まきのり 原 正紀 (昭和34年 1 月27日生)	昭和57年 4 月 昭和63年 1 月 平成18年11月 平成25年 8 月 平成25年 9 月	日立建機(株)入社 (株)リクルート入社 (株)クオリティ・オブ・ライフ設立 代 表取締役 現在に至る (株)沖縄QOL設立 代表取締役 現在に至る 当社 取締役就任 現在に至る	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 原正紀氏は社外取締役候補者であります。
4. 原正紀氏は、国・自治体・教育機関等の委員を歴任するとともに、自ら設立した企業の経営者として産業界においても幅広い活躍をされています。同氏の幅広い見識を当社経営に反映させていただくことを目的として、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、原正紀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は法令が定める額であります。なお、同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、(株)東京証券取引所に対して原正紀氏を独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

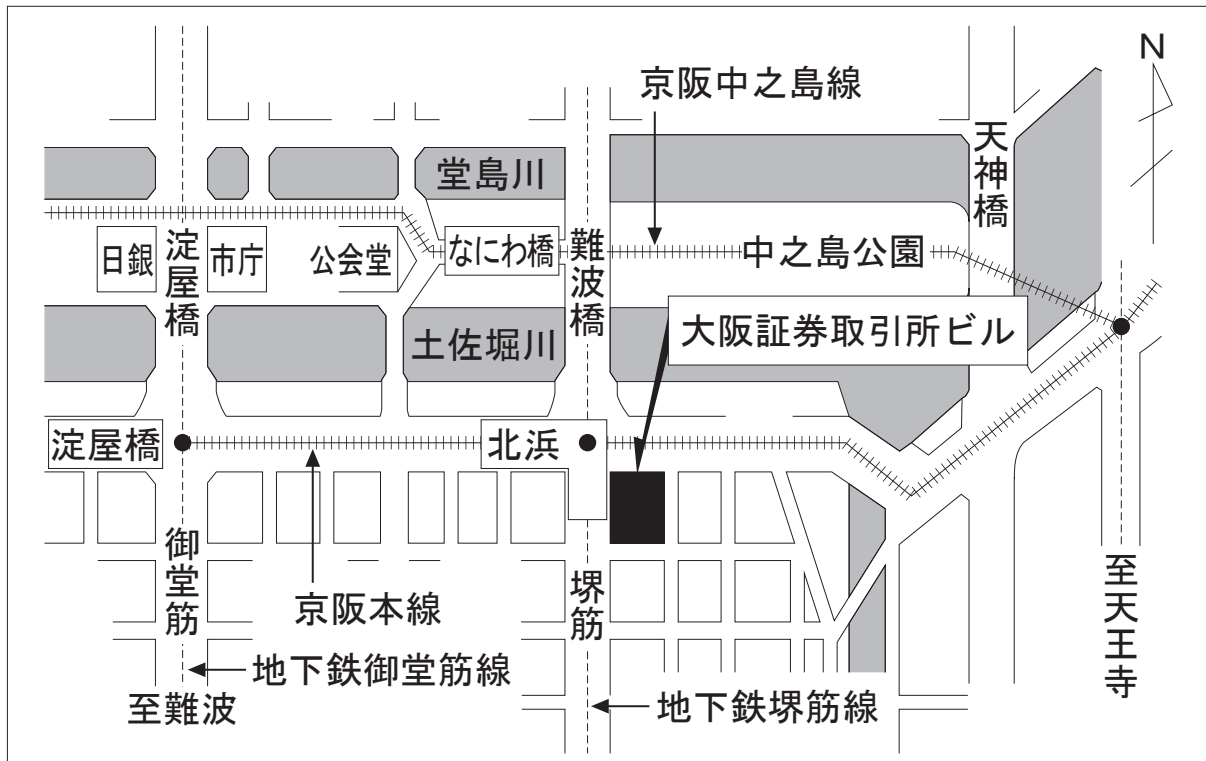
〈メ 毛 欄〉

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場：大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番16号

大阪証券取引所ビル 3階 北浜フォーラム



(お願い) 当社専用の駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

〔交通のご案内〕

- 地下鉄堺筋線・北浜駅 1 B 出口より徒歩約 1 分 (地下道直結)
- 京阪本線・北浜駅 27 番出口より徒歩約 1 分 (地下道直結)
- 京阪中之島線・なにわ橋駅 4 番出口より徒歩約 4 分
- 地下鉄御堂筋線・淀屋橋駅 2 番出口より徒歩約 7 分